

経済連携協定におけるインドネシア人看護師・ 介護福祉士候補者受け入れ制度とその提言

Recommendations on the System of Indonesian Candidate Nurses and
Caregivers under Economic Partnership Agreement

安 井 悠 介 バンバン・ルディアント
Yusuke Yasui Bambang Rudyanto

1. はじめに

日本がインドネシア・フィリピンの両国と経済連携協定（Economic Partnership Agreement：EPA）を締結し、外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れを始めて2012年で5年目となる。これまで多数の外国人候補者が看護師・介護福祉士資格の取得を目指して日本へやってきたが、国家試験合格率の低迷をはじめとした問題がまだまだ残っている。そんな中で日本はベトナムと外国人候補者の受け入れに合意し¹⁾、さらに2012年にタイ人介護福祉士とインド人看護師・介護福祉士の受け入れについても交渉を行っているところである²⁾。

本稿ではEPAによる外国人看護師・介護福祉士受け入れ制度のうち、主にインドネシア人候補者の受け入れに関して制度の背景や最近の制度的変化を見た上で、現在考えられる問題について検討を行う。

2. インドネシア人看護師・介護福祉士候補者受け入れ制度の背景

EPAは「特定の2カ国間又は複数国間で、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、国際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等、幅広い経済関係の強化を目的とする」経済協定で

あり、同じ経済協定でも特定国や地域間の貿易自由化を目的とした自由貿易協定（Free Trade Agreement：FTA）と比較すると投資や人的交流、知的財産制度といった部分で取り扱う範囲が広がっている。日本は2010年1月時点でインドネシア・フィリピンを含めた13の国・地域とのEPAを締結・発効しており、交渉が中断されているものも含めて2つの国とEPA、1つの地域とFTAの締結に向けた交渉を行っている（表1³⁾）。

外国人看護師・介護福祉士候補者受け入れ制度はEPAのうち人的交流に関する「人の交流」の章で規定されている制度で、受け入れ制度への参加を希望するインドネシア人候補者は表2に挙げた受け入れ条件を、インドネシア人候補者を受け入れる施設は組織や研修体制、雇用契約、宿泊

表1 EPA・FTAの締結状況（2012年3月時点）

EPA 発行済み		
【二国間協定】		
・インドネシア	・ブルネイ	・スイス
・シンガポール	・ベトナム	・チリ
・タイ	・マレーシア	・ペルー
・フィリピン	・インド	・メキシコ
【地域協定】		
・東南アジア諸国連合（ASEAN）		
EPA 交渉中		FTA 交渉中
【二国間協定】		【地域協定】
・韓国（交渉中断中）		・湾岸協力会議（GCC） ⁴⁾
・オーストラリア		

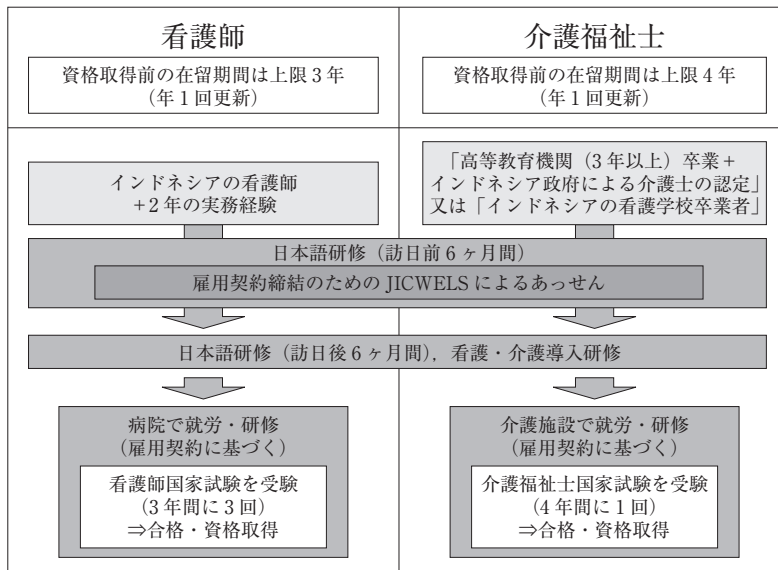
出典：外務省「日本の経済連携協定（EPA）の現状と主要国・地域の取り組み状況」

表2 インドネシア人候補生の受け入れ条件

看護師	・インドネシアの看護師資格を保有していること (看護専門学校の修了証書Ⅲを取得 ⁵⁾ or 大学の看護学部を卒業) ・2年以上看護師としての実務経験があること
介護福祉士	・大学または高等教育機関の修了証書Ⅲ以上を取得し、且つインドネシア政府から介護士認定を受けていること、又は看護学校の修了証書Ⅲを取得しているか大学の看護学部を卒業していること

出典：厚生労働省『日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れ等について 参考資料』

図1 インドネシア人候補生受け入れの流れ (2012年度受け入れ分)



※期間内に、資格を取得しなかった場合は、期間満了を以て帰国する。

※国家資格の取得後は、引き続き、看護師、介護福祉士として滞在・就労が可能(更新あり、上限なし)。

出典：厚生労働省『平成24年度 日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れ 参考資料』

施設といった受け入れ機関の要件を満たしている必要がある。

条件を満たした希望者はインドネシア労働者派遣保護庁(BNP2TKI)⁶⁾に応募し、日本側の窓口機関である(社)国際厚生事業団(JICWELS)の斡旋で日本での受け入れ施設が決定される。その後母国と日本の両方で行われる事前研修(日本語、看護・介護技術導入研修)を経て各々の受け入れ機関に着任し日本の国家資格取得を目指す、という流れになっている。日本での滞在年限は原則として看護師コースが3年、介護福祉士コースが4年であり、国家試験受験の機会は原則として看護

師が各年1回の計3回、介護福祉士が4年目(滞在最終年)に1回だけである。介護福祉士コースの滞在年限が4年になっているのは国家試験を受ける要件に介護職としての業務従業期間が設けられており、日本で従業経験を積めない外国人候補者は日本国内で従業期間の条件を満たす必要があることによる(図1)⁷⁾。

このように規定されている外国人看護師・介護福祉士受け入れ制度であるが、松本らが指摘しているように包括的な経済協力を謳うEPA全体のごく一部である(松本・瀬戸・長谷川[2011])。このため、受け入れ制度からEPAについて言及

する際は看護師・介護福祉士候補者を含めた外国人労働者だけでなく多分野にわたる協定であることに注意を要する。

3. インドネシア人候補者の受け入れ状況

EPAによる外国人看護師・介護福祉士候補者の受け入れはインドネシアからは2008年度、フィリピンからは2009年度から始まり、2011年度受け入れまでの時点でインドネシア人791人、フィリピン人569人の合計1,360人がこの制度で来日している(表3)。このうち、2010年7月までの時点で33人(インドネシア人は看護師12名・介護福祉士3名、フィリピン人は看護師11名・介護福祉士7名)が途中帰国している⁸⁾。

来日した外国人候補者は各自受け入れ施設で業務を行いながら日本の看護師・介護福祉士国家資格取得を目指すことになるが、過去4回の看護師国家試験におけるEPA候補者の合格率は2012年まで高くない(表4-1、4-2)。2012年2月にはEPAによる外国人候補が介護福祉士国家試験に初めて参加し、2008年に来日したインドネシア人介護福祉士候補第1陣(94人)と2009年に来

表3 EPAによる受け入れ制度で来日した外国人候補者数(2011年度受け入れ分まで)

		インドネシア	フィリピン	
2008年度	看護	104 (47)	—	
	介護	104 (53)	—	
2009年度	看護	173 (83)	93 (45)	
	介護	就労	189 (85)	
		就学 ⁹⁾	—	
2010年度	看護	就労	77 (34)	
		就学	—	
	介護	58 (29)	61 (33)	
2011年度	看護	47 (22)	70 (36)	
	介護	就労	58 (29)	61 (33)
		就学	—	—
合計		791	569	
	看護	363	209	
	介護	428	360	

出典：国際厚生事業団(JICWELS)「過去の受け入れ実績」より作成 カッコ内は受け入れ施設数

表4-1 外国人看護師候補者の国家試験合格状況(過去4回)

	新卒(来日1年目)			既卒(来日2年目以降) ※帰国者含む		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
第98回看護師国家試験(2009年2月)						
インドネシア	82	0	0.0%	—	—	—
第99回看護師国家試験(2010年2月)						
インドネシア	95	0	0.0%	100	2	2.0%
フィリピン	59	1	1.7%	—	—	—
(EPA合計)	154	1	0.6%	100	2	2.0%
第100回看護師国家試験(2011年2月)						
インドネシア	35	0	0.0%	250	15	6.0%
フィリピン	40	0	0.0%	73	1	1.4%
(EPA合計)	75	0	0.0%	323	16	5.0%
第101回看護師国家試験(2012年2月)						
インドネシア	41	0	0.0%	216	33	15.28%
フィリピン	59	0	0.0%	99	13	13.13%
(EPA合計)	100	0	0.0%	315	46	14.60%

出典：東京アカデミー「看護師国家試験の合格状況」、厚生労働省「第100回看護師国家試験合格状況」「第101回看護師国家試験合格状況」
(数字は小数点第3位を四捨五入)

表4-2 介護福祉士国家試験合格状況

	2008年来日			2009年来日		
	受験者	合格者	合格率	受験者	合格者	合格率
第24回介護福祉士国家試験(2012年2月)						
インドネシア	94	35	37.2%	—	—	—
フィリピン	—	—	—	1	1	100.00%

出典：厚生労働省「第24回介護福祉士国家試験合格発表」

日したフィリピン人介護福祉士候補のうち日本での実務経験がある1人が受験している¹⁰⁾。

滞在期間中に日本の看護師資格を取得できなかった候補者は原則帰国することになるが、現在のところ2008・2009年度に来日した候補者に関しては看護師国家試験の成績など一定の条件を満たせば1年間の在留延長が特例として許可される(後述)¹¹⁾。

4. 受け入れ制度に関する最近の動き

EPAによる外国人看護師・介護福祉士候補者

受け入れ制度の運用に関して、開始当初から様々な支援の試みが行われている。本節ではそのうちインドネシア人候補者を中心とした2011年以降の動きについて述べる。

4.1. 看護師第1陣・第2陣に対する滞在期間延長措置

内閣は2011年3月11日にインドネシア人とフィリピン人の看護師・介護福祉士候補のうち2008年度・2009年度受け入れ分（インドネシア人候補者第1陣・第2陣及びフィリピン人候補者第1陣）について、特例として一定時の条件を満たした候補者の滞在期間を1年間延長する措置を閣議決定した。閣議決定によると、2008年度・2009年度受け入れ分のみが対象となった理由は2010年度に受け入れ施設での学習支援¹²⁾が開始される以前に来日した外国人候補者については外交上の配慮から別途の扱いが認められる、というものであり、滞在延長の条件としては候補者の意思や第100回看護師国家試験（2011年2月）の成績、受け入れ施設の体制確保などが挙げられている。

2008年8月に来日したインドネシア人看護師候補者第1陣は2011年8月に滞在期限を迎えた。来日時に104名いた候補者のうち68人が滞在期間延長措置の対象となったが、実際に滞在を延長したのは27人だった（表5）。2011年度はインドネシア人介護福祉士候補者第1陣と看護師候補第

2陣、及びフィリピン人看護師候補第1陣（来日時370人）がこの措置の対象になり、2012年度にはフィリピン人介護福祉士候補第1陣（同217人）が対象となる。

4.2. 帰国したインドネシア人候補者への措置（大使館・JICWELS）

ジャカルタにある在インドネシア日本大使館は2011年10月に帰国したインドネシア人看護師候補者（63人）を対象にインドネシア国内病院や日系企業の就職説明会と面接会を行った¹³⁾。また、第101回看護師国家試験については帰国したインドネシア人看護師候補者も志願すれば受験することができるようインドネシアからの志願を受け付けており¹⁴⁾、試験では4名が受験し1人が合格している。

4.3. 看護師国家試験での表現の簡易化など

厚生労働省は2010年に「看護師国家試験における用語に関する有識者検討チーム」を設置し、試験問題中にある疾病や外国人名等の医学・看護専門用語については英語名や略語を併記し、それ以外の用語については現場に混乱をきたさないことと医療安全の確保に留意しつつ難解な用語や表現の置き換えや難解な漢字への振り仮名の追加などを行う方針が提示され、実際に第100回（2011年2月）および第101回（2012年2月）の看護師国家試験に反映されている¹⁵⁾。介護福祉士国家試験についても同様に国家試験のあり方に関する検討会が開催される。

また2011年12月より「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」が開かれ、外国人候補者の母国語や英語による試験と日本語コミュニケーション能力試験の併用が看護師国家試験において可能かどうか検討が行われた。報告書案では参加した委員から「日本語による国家試験が必須」という意見が多く示されたほか、受け入れ制度の改善に関して優秀な看護師候補者の受け入れ方策や日本語研修や学習支援、振り仮名や英語の併記のさらなる検討が必要との意見がまと

表5 インドネシア人看護師候補第1陣の足どり

来日人数	104人
1年目に途中帰国	4人
第99回国家試験で合格	2人
2年目に途中帰国	7人
第100回国家試験で合格	13人
第100回国家試験で不合格	78人
うち滞在延長対象者	68人
滞在延長者	27人
うち第101回試験合格者	8人
(帰国後に国家試験に合格)	1人

出典：朝日新聞（2011年6月14日朝刊）、厚生労働省『第101回看護師国家試験合格状況』

められている¹⁶⁾。

4.4. 介護報酬改定

介護福祉士関連の施策として厚生労働省は2012年2月14日、これまで介護報酬の算定において介護職員とみなされず計算に入れられていなかった外国人介護福祉士候補者を一定の条件の下で介護職員とみなして介護報酬を請求することを認める方針を決めた¹⁷⁾。これにより外国人介護福祉士候補者を受け入れている施設に介護報酬が上乘せられ、外国人候補者の受け入れが促進されることが期待されている¹⁸⁾。

5. 現在考えられる問題

上記施策のほか外国人候補者の研修や学習を支援する民間団体などによる取り組みが行われている外国人看護師・介護士受け入れ制度であるが、現在のところ次のような問題点が考えられる。

5.1. 外国人候補者の能力水準と研修・教育体制

先述の通り、外国人候補者の看護師国家試験及び介護福祉士国家試験における合格率は高いものではない。この原因の一つとして日本の医療事情がインドネシアと異なることに加えて日本語教育の未整備が挙げられる。日本語教育に関して、これまで事前研修以降の日本語学習については施設の判断で日本語学校へ通わせる、日本語教師を招聘するといった対策が取られているが、国家試験合格者・不合格者の双方から日本語の読み書きに苦勞を感じる意見が出ている¹⁹⁾。

インドネシア人候補者に対する日本語研修については2011年度受け入れ分（インドネシア人候補者第4陣）から3ヶ月の追加研修が協定の枠外で始められており、2012年度受け入れ（インドネシア人候補者第5陣）は日本語を含めた6ヶ月の導入研修に加えてさらに6ヶ月間の日本語研修が追加された²⁰⁾。この追加研修がこれからの国家試験合格者数にどう影響するかが注目される。

5.2. 看護師・介護福祉士の人材不足

日本の看護師・介護士の人ではどうだろうか。厚生労働省が2011年にまとめた「第七次看護職員需給見通し」によると、全国の看護職員（実人数ベース）は2015年時点で1万500人、2025年時点で12万人から20万人程度不足するとみられている²¹⁾。2011年時点の不足数が59,800人であることから、短期的には新卒の看護師就業者の増加と退職した元看護師の再就職の促進²²⁾により人手不足はある程度改善されるが、長期的に見ると人手不足の幅が大きくなるものとみられる。一方、介護職員については財介護労働安定センターが2011年に発表した2010年の介護労働実態調査の結果によると、回答のあった7,345の事業所のうち50.3%が従業員数に不足感を感じているとしている²³⁾。

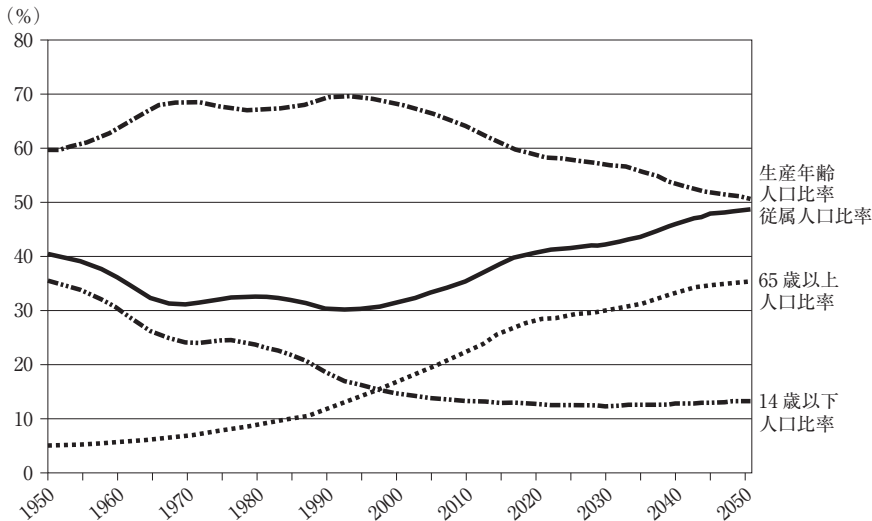
人手不足の背景には給与や就労条件など様々な理由があるものと思われるが、人口の面から考えた場合、日本は1990年初頭から中頃に生産年齢人口（15歳から64歳までの人口）の総人口に対する割合（生産年齢人口比率）が上昇する「人口ボーナス」²⁴⁾期間の終了に伴い、従属人口（14歳以下と65歳以上の人口の合計）の総人口に対する割合（従属人口比率）が上昇し働き手の人数が相対的に減っていくことが予想されており（図2）、医療・介護サービスの需要が高まる一方でサービスを提供する人手が足りなくなる可能性がある。

5.3. 候補者自身の事情

一方、外国人候補者の事情はどうだろうか。候補者側の事情により、国家試験に合格しても帰国するケースも確認されている。2011年度の介護福祉士国家試験に合格したインドネシア人介護福祉士36人のうち8人が帰国または帰国を予定していると報じられている²⁵⁾。候補者の中には「短期間の出稼ぎ感覚で来日した」者もあり、資格取得後の定着を希望する施設と候補者の思惑が必ずしも一致していない。

候補者の来日動機から見た場合、平野ら（2010）と安立ら（2010）が2009年度受け入れ分の外国人候補者（インドネシア人第2陣・フィリ

図2 日本の従属人口比率（1950-2050）



出典：国連人口推計（2010年版）より作成

2010年までは実績値，2011年以降は中位推計の値を使用

ピン人第1陣)を対象に行ったアンケートによると、インドネシア人候補者が来日した第一の動機として最も多く挙げられているのが候補者自らのキャリア形成であり、経済的な理由(「家族を経済的に支援」)やその他の理由に大きく差をつけていた。ただしキャリア形成以外を第二・第三の動機として挙げる候補者もあり、クレアシタ(2010)は「家族への経済的支援」が「キャリア形成」より日本定着の大きな要因となる傾向は見られつつも実際に定着するかどうかは複数の要因が関係しており安易な断定はできないとしている。実際問題として日本で看護・介護技術を学び資格を取得した候補者がそれを誇りに帰国するという可能性もあり、施設が長期就労を望む場合は候補者の来日動機についても検討する²⁶⁾と同時に、キャリア開発を主な動機とする候補者に対しても適切な受け入れ体制の確立が必要だろう。

6. おわりに

6.1. 受け入れシステムの確立を

「はじめに」で触れている通り、現在日本はヴェトナム人の候補者受け入れに合意しており、タイ・インドの2ヶ国とも将来の看護師・介護福祉

士候補者受け入れについて交渉中である。日本政府をはじめ様々な主体がEPAによる受け入れ制度の改善に尽力していると思われるが、現在の問題が残されたまま送り出し国が増えることは、受け入れ国・送り出し国の双方にとっても良い結果にならないだろう。看護師・介護福祉士に限らず、将来の少子高齢化と人口減少を視野に入れた外国人受け入れ制度の確立が必要と考える。

6.2. 状況の変化

この制度の背景にあったのは日本の高齢化と少子化問題にある。国内の人材不足を補強するために日本国外からの人材が必要とされる。国内の状況が変化すると今までの政策も変わる可能性が高い。その1つは最近の経済不況で福祉分野への人材が流れるようになった。さらに、2011年3月に起こった東日本大震災で福祉への認識が高まり、国内の人材の確保が期待できる。この状況になると本制度の停止もあり得る。EPAを管轄する外務省・経済産業省の意向と厚生労働省のそれが必ずしも同じとはいえない。この制度を停止した場合、2カ国間の関税などの経済分野に対して大きな影響を与える可能性がある。先述したように、EPAは投資、サービス貿易、人の移動、エ

ネルギー・鉱物資源、知的財産権、政府調達、ビジネス環境整備等といった多数の分野を包括的に扱っており、人の移動に関する記述は1項目にすぎない。2012年に5年目を迎えたEPAはインドネシア側にとって必ずしもWin-winまたはFifty-fiftyとは言えず、継続的な制度の調整が必要だろう。

注

- 1) 朝日新聞 (2010年11月9日)、外務省『看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換』。
- 2) 外務省『日・タイ包括的経済連携協定の概要』、『日・インド包括的経済連携協定の概要』。なお、日・タイEPAについては2008年より交渉が行われている(外務省『日・タイ経済連携協定に基づく自然人の移動に関する追加的な交渉について』)。
- 3) 外務省『日本の経済連携協定(EPA)の現状と主要国・地域の取り組み状況』。
- 4) アラブ首長国連邦、バーレーン、サウジアラビア、オマーン、カタール、クウェートの6か国が参加する地域協力機構。
- 5) インドネシアの高等教育課程には1年から4年までの専門課程(Diploma 1~4/D1~4)が設置されており、「専門学校」の修了証書ⅢはD3、「高等教育機関」の修了証書Ⅲ以上はD3、D4が相当する。(Republik Indonesia [1999])
- 6) JICWELSなどの資料では英語で「National Board」又は「NBPIIW (National Board for the Placement and Protection of Indonesian overseas Workers)」と表記される。
- 7) 勤社会福祉振興・試験センターの試験要綱によると、3年以上の業務経験(筆記試験前日までの通算従業期間(在職期間)1,095日、従事日数540日以上)が必要である。インドネシアでは「介護士」の概念は一般的ではなく就業経験を積む機会が無いため、このような措置となっている。
- 8) 読売新聞 (2010年7月9日)。
- 9) フィリピン介護福祉士候補者の中には入国後介護福祉士養成施設に入学し、卒業後介護福祉士資格を取得して日本国内での就労を目指す「就学コース」で入国している者がいる。(『日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れについて参考資料』)。なお、2011年度の受け入れでは就学コースが設けられなかった。
- 10) 毎日新聞 (2012年1月30日)。
- 11) 厚生労働省『特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針(平成23年厚生労働省告示第192号)』。
- 12) JICWELSは2010年ごろからeラーニングなどによる学習支援を行っている。
- 13) Pikiran Rakyat (2011年10月16日)、朝日新聞 (2011年10月15日朝刊)。なお、この際に帰国したインドネシア人候補者を大使公邸での夕食会に招待し、表彰も行っている。
- 14) 試験料や日本への渡航費用はすべて候補者の負担となる(国際厚生事業団(JICWELS)『第101回看護師国家試験における経済連携協定による受験者の受験手続きについて』)。

- 15) 厚生労働省『看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームのとりまとめについて』、『第1回 経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会』の開催について』。
- 16) 厚生労働省『「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」報告書について』。
- 17) ただし、施設の運営に必要な職員数には含まない。
- 18) 読売新聞 (2012年2月15日朝刊)。
- 19) 朝日新聞 (2011年5月1日山形版朝刊、2011年10月15日夕刊)、MSN産経ニュース (2012年4月12日)。
- 20) ジャカルタ新聞 (2012年4月5日)。
- 21) 現在の医療サービス提供体制を前提として、単純に看護職員(年間労働時間1,800時間)の基本需要を推計した場合の実人数ベースの数字。一般病棟を急性期や回復期などに機能分化して医療資源を集中投入する場合は4万人から12万人程度が不足すると推計されている。
- 22) 元看護師への復職支援は様々な主体によって行われており、例えば東京都では復職支援研修と就業相談を行っている(東京都福祉保健局)。
- 23) 介護労働安定センター『平成22年度介護労働実態調査結果について』。
- 24) 大泉(2007)と佐藤(2011)によると、人口ボーナス(Demographic Divident)は生産年齢にあたる15歳から64歳までの人口の総人口に対する割合(生産年齢人口比率)が上昇する期間のことを指す。
- 25) 中国新聞 (2012年5月19日)。
- 26) これについて中国新聞 (2012年5月19日)は厚生労働省の対応として「本年度から来日の際に合格後に何年働く意向か確認し、施設に伝えるようにしている」と報じている。

参考文献

- 外務省：『日本の経済連携協定(EPA)の現状と主要国・地域の取り組み状況』、2012年3月24日閲覧。
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/pdfs/genjo_kadai.pdf
 —————：『看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換』、2012年4月18日掲載、2012年5月10日閲覧。
 —————：『日・インド包括的経済連携協定の概要』、2012年5月10日閲覧。
 —————：『日・タイ包括的経済連携協定の概要』、2012年5月10日閲覧。
 —————：『日・タイ経済連携協定に基づく自然人の移動に関する追加的な交渉について』、2012年5月10日閲覧。
 厚生労働省：『日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れ等について』、2012年5月28日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other21/index.html>
 —————：『平成24年度日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れ参考資料』、2012年5月28日閲覧。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other21/d1/o21_110728_2.pdf
 —————：『第100回看護師国家試験合格状況』、2011年3月

- 25日掲載, 2012年3月26日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000016bot-att/2r9852000016bqj.pdf>
- : 『第101回看護師国家試験合格状況』, 2012年3月26日掲載, 同日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000267jc-att/2r985200000267l2.pdf>
- : 『第24回介護福祉士国家試験合格発表』, 2012年3月28日掲載, 同日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000268wq.html>
- : 『特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理, 研修の実施等に関する指針(平成23年厚生労働省告示第192号)』, 2011年6月23日公示, 2012年3月20日一部改正, 2012年4月5日閲覧。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other21/d1/o21_120409_1.pdf
- : 『日・フィリピン経済連携協定に基づくフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の受入れ等について』, 2012年3月29日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other07/index.html>
- : 『看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームのとりまとめについて』, 2010年8月24日掲載, 2012年4月2日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000nr2a.html>
- : 『第1回 経済連携協定(EPA)介護福祉士候補者に配慮した国家試験のあり方に関する検討会』の開催について』, 2012年3月13日掲載, 2012年4月2日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000024tfk.html>
- : 『「看護師国家試験における母国語・英語での試験とコミュニケーション能力試験の併用の適否に関する検討会」報告書について』, 2012年3月16日掲載, 2012年4月2日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000025ge6.html>
- : 『第七次看護職員需給見通しに関する検討会』報告書について』, 2010年12月21日掲載, 2012年5月28日閲覧。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000z6kk.html>
- 国際厚生事業団: 『過去の受け入れ実績』, 2012年2月29日閲覧。
<http://www.jicwels.or.jp/files/acceptance20results.pdf>
- : 『第101回看護師国家試験における経済連携協定による受験者の受験手続きについて』, 2012年2月29日閲覧。
<http://www.jicwels.or.jp/files/info111129.pdf>
- 社会福祉振興・試験センター: 『介護福祉士国家試験』, 2012年3月20日閲覧。
<http://www.sssc.or.jp/kaigo/index.html>
- 東京アカデミー: 『看護師国家試験の合格状況』, 2012年3月28日閲覧。
<http://www.tokyo-ac.co.jp/nur/n2-kekka.html>
- 東京都福祉保健局: 『看護職復職支援研修の実施について』, 2012年5月28日閲覧。
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/shikaku/fukushoku/fukushoku/index.html>
- 朝日新聞: 『滞在1年延長, 68人 看護師候補のインドネシア人』, 2011年6月14日朝刊。
- : 『看護師試験で最後に花咲くEPAで来日, インドネシアのフェブリさん』, 2011年5月1日山形全県版朝刊。
- : 『日系企業で働きたい』元看護師候補の就職支援ジャカルタ』2011年10月15日夕刊。
- : 『ベトナムから看護師受け入れ領国合意へ 介護士も』, 2011年10月19日朝刊。
- MSN産経ニュース: 『EPAで看護師, 介護福祉士合格 インドネシアの4人, 阿部知事と懇談』, 2012年4月12日掲載, 2012年4月13日閲覧。
<http://sankei.jp.msn.com/region/news/120412/ngn12041220070002-n1.htm>
- じゃかるた新聞: 『看護師・介護士候補200人 宿舎で日本語特訓 制度定着へ研修期間拡大』, 2012年4月5日。
- 中国新聞: 『介護福祉士に合格でも帰国』, 2012年5月19日。同日閲覧。
- 毎日新聞: 『介護福祉士国家試験: 外国人95人挑戦』, 2012年1月30日朝刊。
- 読売新聞: 『日本で看護師 断念続々 比などへ帰国33人 漢字や用語 難解な試験』, 2010年7月9日朝刊。
- : 『研修外国人も「介護職員」施設の報酬加算受け入れ促進 厚労省4月から』, 2012年2月15日朝刊。
- 安立清史・大野俊・平野裕子・小川玲子・クレアシタ(2010)「来日インドネシア人、フィリピン人介護福祉士候補者の実像」『九州大学アジア総合政策センター紀要』Vol.5, 2010年6月, pp.163-174。
- 大泉啓一郎(2007): 『老いてゆくアジア』, 中公新書。
- クレアシタ(2010): 『インドネシア人の看護師・介護福祉士候補者の来日動機に関する予備的調査: 西日本の病院・介護施設での聞き取りから』『九州大学アジア総合政策センター紀要』Vol.5, 2010年6月, pp.193-198。
- 佐藤百合(2011): 『経済大国インドネシア』, 中公新書。
- 平野裕子・小川玲子・大野俊(2010): 『2国間経済連携協定に基づいて来日するインドネシア人およびフィリピン人看護師候補者に対する比較調査: 社会経済的属性と来日動機に関する配布票調査結果を中心に』『九州大学アジア総合政策センター紀要』Vol.5, 2010年6月, pp.153-162。
- 松本邦愛・瀬戸加奈子・長谷川友紀(2011): 『経済連携協定(EPA)に基づく外国人看護師・介護福祉士の受け入れの現状と課題』『日本医療マネジメント学会雑誌』Vo1.12 No.3, 2011年12月, pp.195-199。
- 安井悠介(2011): 『経済連携協定による外国人看護師・介護福祉士受け入れ制度の課題: インドネシア人看護師を中心に』, 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科2010年度修士学位論文, 2011年3月。
- United Nation: "World Population Prospects: the 2010 Revision", Last Accessed on 30 April 2012.
<http://esa.un.org/unpd/wpp/index.htm>
- Republik Indonesia (1999): "Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 60 Tahun 1999 Tentang Pendidikan Tinggi".
- Pikiran Rakyat: "Mantan TKI di Jepang Siap Ditampung", 16 May 2011, Last accessed on 20 March 2012.
<http://www.pikiran-rakyat.com/node/162080>
- (2012年8月1日 編集委員会受領)